

令和 8（2026）年度「喜びのある子育て」推進キャンペーン業務委託 公募型プロポーザル実施要領



令和 8 年（2026）年 4 月 16 日
とちぎ未来クラブとちぎ子育て家族応援事業事務局

令和 8（2026）年度「喜びのある子育て」推進キャンペーンを実施するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

なお、本業務委託のプロポーザルは、令和 8（2026）年度とちぎ未来クラブ総会において、令和 8（2026）年度事業計画が原案どおり成立することを前提として実施するものであり、事業計画が原案どおり成立しない場合、このプロポーザルの変更又は中止等を行うことがある。

また、本業務は県の負担金等を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、このプロポーザルの中止・変更等を行うことがある。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
令和 8（2026）年度「喜びのある子育て」推進キャンペーン業務
- (2) 委託業務の内容
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結した日から令和 9（2027）年 3 月 31 日（水）まで
- (4) 委託契約金額の上限
13,964,500 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 事務局
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20（栃木県庁本館 5 階）
栃木県保健福祉部 こども政策課 子育て環境づくり推進担当
電 話：028-623-3068 F A X：028-623-3070
E-mail：kosodatekankyo@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時まで取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号に該当しないこと。

い者であること。

(6) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

(7) 実施要領3に記載する審査会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

3 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	: 令和8 (2026) 年 4月16日 (木)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	: 令和8 (2026) 年 4月21日 (火) 17時必着
ウ 質問に対する回答 (ホームページ公表)	: 令和8 (2026) 年 4月24日 (金) 予定
エ 参加表明書等の提出期限	: 令和8 (2026) 年 4月27日 (月) 17時必着
オ 参加資格の確認通知	: 令和8 (2026) 年 4月30日 (木) 予定
カ 企画提案書等の提出期限	: 令和8 (2026) 年 5月13日 (水) 17時必着
キ 一次審査結果の通知	: 令和8 (2026) 年 5月18日 (月) 予定
ク 審査会 (プレゼンテーション)	: 令和8 (2026) 年 5月22日 (金) 予定
ケ 審査結果の通知・公表	: 令和8 (2026) 年 5月下旬予定
コ 契約の締結	: 令和8 (2026) 年 5月下旬予定

(2) 実施内容等に関する質疑及び回答

本要領及び業務委託仕様書の内容等について質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式1)により受け付ける。

ア 提出期限 : 令和8 (2026) 年4月21日 (火) 17時 必着

イ 提出方法 : 電子メールにより、1(5)に記載のアドレス宛て提出すること

ウ 回答期日 : 令和8 (2026) 年4月24日 (金) 予定

エ 回答方法 : 質問及び回答事項を取りまとめの上、栃木県公式ホームページに公表する。

(3) 参加表明書等の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により関係書類を提出すること。

ア 提出期限 : 令和8 (2026) 年4月27日 (月) 17時 必着

イ 提出方法 : 持参 (平日の午前9時から午後5時まで) 又は郵送 (書留郵便に限る。) により、1(5)に提出すること。

また、提出した旨を電子メールにより、1(5)に連絡すること。

ウ 提出物 : 参加表明書 (様式2)

参加資格確認書 (様式3)

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届 (様式任意) を提出すること。

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。但し、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

ア 通知日 : 令和8 (2026) 年4月30日 (木) 予定

イ 通知方法 : 電子メール

(5) 企画提案書等の受付

企画提案書は、業務委託仕様書を熟読の上、以下により作成・提出すること。

① 企画提案書の作成

ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。なお、枚数に制限はない。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、必ず次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画内容

(イ) 業務実施体制

(ウ) 業務スケジュール

(エ) 国、地方自治体等が発注した類似事業の実績

(オ) 見積額（総額及び内訳を明記すること）

(カ) その他、貴社が提案したい事項

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本8部とする。

なお、審査の公平を期すため、副本には参加者名（参加者名を容易に類推させる表示を含む）を記載しないこと。

オ 企画提案書の提出の際に、とちぎ未来クラブ会長（栃木県知事）宛ての見積書の正本1部（代表印押印）を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（消費税等も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

② 提出期限：令和8（2026）年5月13日（水）17時 必着

③ 提出書類：企画提案書（正本1部、副本8部）

見積書（正本1部）

④ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

⑤ 注意事項

ア 提出書類は、提出期限後の追加・修正・差し替えは一切認めない。

イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

エ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

オ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となり、開示することがある。

4 審査・選定方法

(1) 審査・選定方法

① 別に定める審査委員会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を契約候補者として選定する。

② 企画提案書の提出者が5者以上となった場合、企画提案書による書類審査（一次審査）を実施し、プレゼンテーションに参加する者を選定する場合がある。

ア 一次審査結果の通知

(ア) 通知日：令和8（2026）年5月18日（月）予定

(イ) 通知方法：電子メール

② プレゼンテーションの開催時間、場所及び実施方法については、参加者に対し別途通知する。

③ 書類審査で足りると選考委員会の長が判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合

もある。

- ④ 応募申請が1者の場合は、審査を行った上で、一定の基準を満たした場合に契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て文書で結果を通知するとともに、栃木県公式ホームページに公開する。

(4) その他

一次審査及び審査委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

5 契約手続

- (1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行い、協議が整った場合委託契約を締結する。

- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容を加味した仕様書を基に協議する。但し、企画提案書の内容について追加、変更又は削除を求めることがある。

- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合は、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

6 その他

- (1) プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は日本円とする。

- (3) 提出された書類は、返却しない。

- (4) 次の場合は失格とする。

① 応募資格を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

② 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合

③ 見積書の金額が、1(4)の委託上限額を超える場合

④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

- (5) 委託業務における制作物の著作権は、とちぎ未来クラブ（栃木県）に帰属するものとする。

- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

7 企画提案書、質問書等の提出先、問合せ先

とちぎ未来クラブとちぎ子育て家族応援事業事務局

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁本館5階）

栃木県保健福祉部 子育て政策課 子育て環境づくり推進担当

電話：028-623-3068 FAX：028-623-3070

E-mail：kosodatekankyo@pref.tochigi.lg.jp